助成金を活用し選ばれる企業に

2023年6月19日

小林勝哉社会保険労務士事務所　代表
特定社会保険労務士　小林勝哉

小林勝哉
社会保険労務士事務所

中小企業の経営課題の中心は優秀な人材確保

人手不足割合は正社員で51.4%、4月としては過去最高に。非正社員でも4年ぶりに3割超え。

少子・高齢化による生産年齢人口減少により人手不足や生涯現役社会へ

長時間労働改善や生産性向上が求められ、高年齢者の戦力化も

（出典）帝国データバンク　人手不足に対する企業の動向調査　2023/4
https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/p230502.html

助成金を活用し、企業の競争力を高めよう

【ホワイト企業の証】

厳しい審査をパスしたのは、良い会社の証！

（法令遵守、働きやすい職場づくり、雇用の定着・高年齢者の活躍など）

→　選ばれる企業に

【経営計画に盛り込み、企業の魅力を向上】

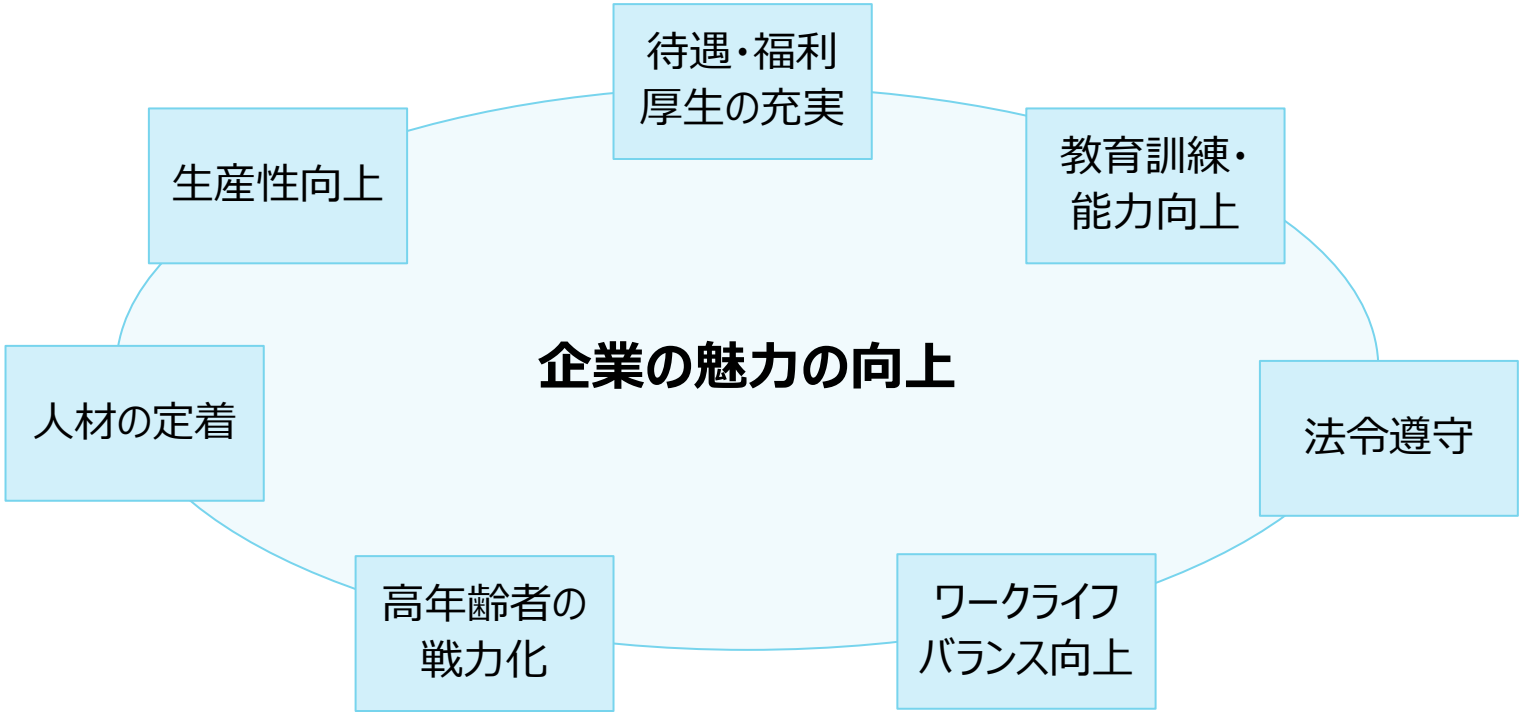

補助金を活用し、企業の目指す姿を可視化しよう

小林勝哉
社会保険労務士事務所

【目指す姿を明らかに】

補助金の申請様式には通常、目指す姿とその実現に向けて取り組む内容を記載することが求められる。

採択されたものは、事業としての目指す姿が明確である証！

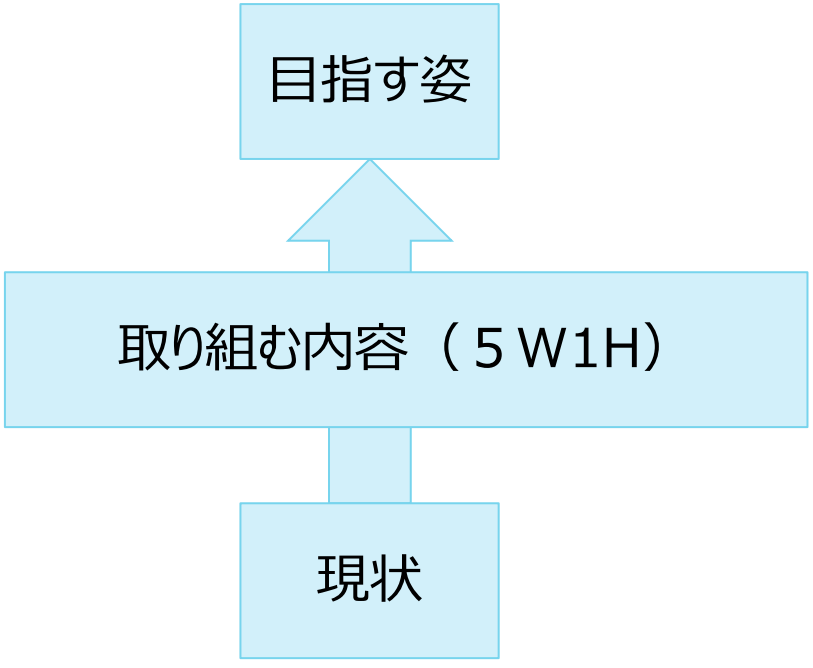

助成金とは

【推奨施策に取り組み、事後に支給】

国が推奨する取り組みを行う企業を支援するため、計画に則り実施した後に支払われる。

【労働保険が主な財源、労働法遵守】

大前提は、人を雇用（雇用保険・労災保険適用事業所）し、法令に違反のないこと。

（特に、時間外手当（残業代の計算）、未払い賃金に注意）

【助成金申請の流れ】

1　支給要件の確認　（一つでも要件を満たさないと支給されない、毎年変更）

2　計画届を作成　（多くは事前の届出が必要、提出期限厳守）

※教育訓練は研修初日の1ヶ月前まで、両立支援は不要など

3　具体的な取り組みを行う（多くは、10人未満でも就業規則の作成/改訂が必要）

4　期限までに支給申請　（提出期限厳守、労働局等による厳格な審査）

※添付書類は実際に使用者が事業所ごとに調整し記入しているもの

5　助成金の支給決定　（およそ6カ月～9カ月後めど、会計計上、5年保管）

助成金のメリット

小林勝哉
社会保険労務士事務所

【コスト削減】

事後に支給だが、設備取得費用、研修費用、専門家報酬、採用関連費用の1/2～2/3程度を補填できる。

【優秀な人材確保】

中小企業の課題（長時間労働、生産性向上、高年齢者雇用）に対し改善施策実施

→

設備導入、処遇改善、研修実施、人事評価制度導入、など

→

課題解決し、働きやすい魅力的な職場に

【利益率】

利益率5%の企業の場合、助成金100万円は、2,000万円の売上に相当

助成金の不正受給について

小林勝哉
社会保険労務士事務所

【厳しい処分】

助成金の不正受給は、企業名の公表

受給した後であっても、返還およびペナルティ（不正に関与した社労士も連帯債務）

不正受給による不支給決定日（または取消日）から5年間、支給されない

不正の内容により刑事告発され、詐欺罪で懲役1年6カ月のケースも

【平素からの労務管理が大事】

- 就業規則・その他の社内規定
  最近の法改正事項が反映されているか
- 雇用契約書、労働条件通知書
  雇用契約の期間について記載されているか
- 残業手当の正しい支払い
  正しい労働時間の把握と計算、特殊勤務手当など
- 適性な方法による労働者代表者の選出

従業員のために中小企業が実施する施策の例

小林勝哉
社会保険労務士事務所

【長時間労働改善】

・労働時間短縮・年休取得

【生産性向上】

・設備等導入＋賃金アップ

・従業員への教育訓練

【非正規待遇改善】

・正社員登用

・同一労働同一賃金

【職場環境改善】

・育児・介護休業取得促進

従業員のために中小企業が実施する施策の支援

小林勝哉
社会保険労務士事務所

＜実施する施策＞

【長時間労働改善】
・労働時間短縮・年休取得

【生産性向上】
・設備等導入＋賃金アップ
・従業員への教育訓練

【非正規待遇改善】
・正社員登用
・同一労働同一賃金

【職場環境改善】
・育児・介護休業取得促進

＜活用の可能性のある労働関係の助成金＞

【長時間労働改善】
・働き方改革推進支援助成金

【生産性向上】
・業務改善助成金
・人材開発支援助成金

【非正規待遇改善】
・キャリアアップ助成金（正社員化支援）
・キャリアアップ助成金（処遇改善支援）

【職場環境改善】
・両立支援等助成金

助成金適性診断

小林勝哉
社会保険労務士事務所

事業所の特性に応じた助成金適性診断を実施しております。ご参考にされてください。

補助金活用のコツ

小林勝哉
社会保険労務士事務所

【メリットを知る】

後でお金が補助されるだけでなく、企業の目指す方向性と目標達成の計画が可視化できる

【ニーズに適した施策を】

補助金がなくても実施する施策に、ニーズに適した補助金を探し活用する

【通る申請書を作成する】

商工会議所等に相談しながら、補助金ごとの審査項目を満たすことが伝わるよう、通る申請書を作成する必要がある

【参考：事業計画書記入例】

（１）日本政策金融公庫　創業計画書記入例　6W2Hの切り口で記載

（２）J-Net21[中小企業ビジネス支援サイト]　300業種以上の損益モデルと留意点

小規模事業者持続化補助金とは

小林勝哉
社会保険労務士事務所

【用途が広く、採択率も高い】

用途は、販売促進目的で使える。2/3補助。R5年度はインボイス特例の上乗せあり。

申請は、要件がシンプルで書類の分量が少なく、初めての補助金活用に適する。

採択は、最近では70%前後。

公募は、複数回。**第13回募集終了2023年9月7日、事業終了2024年7月31日。**

【主な用途】

設備更新（新サービスの機器購入・更新）、店舗改装（看板内装工事）、販売促進（パンフ等の作成・配布、ネット広告）、サービス開発、イベント実施、HP開設・改修

【助成金申請の流れ】

1　商工会議所の確認　　（余裕を持って依頼を）

2　電子申請

3　交付決定通知から経費支出可能

4　報告・検査・補助金請求

参考_新宿区　経営力強化支援事業補助金について

小林勝哉
社会保険労務士事務所

【用途が広い】

経営力強化の事業に取り組む中小企業者・個人事業主に対し、経費の一部を助成。

【主な用途】

経営計画等策定支援の専門家委託費	10/10補助
助金申請手続き支援の専門家委託費	10/10補助
販売促進・業態転換支援	4/5補助
インバウンド対応支援（多言語化対応）	4/5補助
ＩＴ・デジタル対応支援	4/5補助
設備等購入支援	4/5補助
展示会等出展支援	4/5補助

【助成金申請の流れ】

1　令和5年4月28日（金）より、**「事業完了後」の申請に変更**

補助対象事業の実施及び支払いまで完了した後、必要書類一式を郵送にて申請

令和6年3月31日（日）まで（消印有効）

（出典）新宿区　経営力強化支援事業補助金について
https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_002209_00006.html